

第 1 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年12月1日(金)

開会 午後3時00分

閉会 午後3時40分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 7番 中島 徳雄

9番 吉村 幸夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	松尾 慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第58号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第59号	農地法第3条の申請について	(9件)
議案 第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 15件) (農地中間管理事業 28件)	
議案 第61号	農用地利用配分計画の承認について	(38件)
議案 第62号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について	(1件)

8. 報告事項

報告 第23号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告 第24号	農地の形質変更工事計画変更届出について	(2件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																					
議長	<p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。本日の会議は全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は7番 中島委員、9番 吉村委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table data-bbox="357 813 1414 1301"> <tr> <td>議案第58号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第59号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第60号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 15件 中間管理事業 28件</td> </tr> <tr> <td>議案第61号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>議案第62号</td> <td>農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table data-bbox="357 1451 1414 1621"> <tr> <td>報告第23号</td> <td>農地法第18条6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第24号</td> <td>農地の形質変更工事計画変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第58号	農地法第5条の申請について	3件	議案第59号	農地法第3条の申請について	9件	議案第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 15件 中間管理事業 28件	議案第61号	農用地利用配分計画の承認について	38件	議案第62号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について	1件	報告第23号	農地法第18条6項通知の受理について	2件	報告第24号	農地の形質変更工事計画変更届出について	2件
議案第58号	農地法第5条の申請について	3件																				
議案第59号	農地法第3条の申請について	9件																				
議案第60号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 15件 中間管理事業 28件																				
議案第61号	農用地利用配分計画の承認について	38件																				
議案第62号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について	1件																				
報告第23号	農地法第18条6項通知の受理について	2件																				
報告第24号	農地の形質変更工事計画変更届出について	2件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第58号 農地法第5条の申請について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>																					

事務局	<p>議案第58号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、46番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページ、平面図が5ページ、6ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、47番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町内野地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>
-----	--

事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして議案の1ページ、48番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町西円蔵寺地区です。</p> <p>借受人が、宅地拡張及び駐車場を設置するための申請です。</p> <p>既に宅地及び駐車場として利用していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第58号 農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条46番について担当委員から説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>地域は〇〇〇です。病院があるんですけど、その下に薬局が出来てまして、その薬局の隣になります。本人と会いました。本人の実家が近くにありまして、最初はそちらに家を建てるという事だったんですが、そちらは地滑り地域になっているので新築が無理と言う事でこちらに申請をしたという事です。</p> <p>隣接者等の判と生産組合長、区長の判はいただいてありましたので、私も本人から聞いて判を押しました。よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>46番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、47番について担当委員から説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>太陽光パネルの工事についてですけど、場所は案内図が7ページにありますけれども、伊万里畑川内線です。〇〇〇〇〇〇〇からちょっと行きましたら〇〇〇〇があります。〇〇〇〇に行きまして、進むと南波多に行くわけですが、〇〇〇〇を過ぎて上りかけの右手に山があるんですけど、現地は道路からは見えません。入るとため池がありまして、周辺に太陽光パネルを設置したいという事で伺っております。業者の方は福岡の方です。</p> <p>一部ですね、田がありましたので、この手続きに入った訳でございます。私の所にも二度、来られまして、周辺が山ですからそう気を使う事はないと思いましたが、隣接地への排水だけはしっかりと下さいと確認とお願いをして、区長さん等の印鑑もございましたので、私も押印した訳でございます。どうかよろしくお願いします。</p>
議長	<p>47番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、48番について担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>〇〇〇さんの申請ですね。申請地の隣にはアパートが建ってまして、築後30年過ぎたから建て替えようとの事で、〇〇〇〇さんが私のところに来られたんですけど、申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇は、長い形の農地なんですけど、現在、アパートの駐車場として埋め立てして使われてるので始末書を添付されてます。この長い形の農地転用のため、隣接農地の同意をもらいにいかれたんですが、所有者さんの住所が分からない。と言う事で〇〇〇〇さんが探されて、息子さんが伊万里にいることが分かったんですが、親子の縁を切ってるから知らないとの事。</p> <p>その後、お孫さんがいることがわかって、お孫さんは縁を切って</p>

14 番委員	<p>ないという事で、所有者さんに連絡を取っていただき、判を押されましたので、隣接者の同意はいただいております。</p> <p>生産組合長、区長の承諾印もありましたので、私も承諾しました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、48番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第58号 農地法第5条の申請3件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第59号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第59号 農地法第3条の申請について御説明します。</p> <p>まず、議案は2ページから4ページ、111番から119番をご覧ください。</p> <p>111番から119番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、111番から119番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、111番から119番について、議案2ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p>
14 番委員	<p>112番の方は自宅から申請地まで農地を作りに行かれるんですか。</p>

8 番委員	<p>ここは、私の担当地区です。親子関係です。生前贈与をするという事をお願いをされてます。</p>
事務局	<p>事務局から補足です。今回、受け人さんには営農計画書を窓口で提出していただいている、先ほど8番委員さんが言われたとおり、親からの譲渡という格好なのですが、10年前から父、母と共に農業を行っている、既に作っています。と聞き取りをしていますので、耕作の方も間違いなくしていただけると確認しております。以上です。</p>
議長	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第59号 農地法第3条の申請9件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について、御説明いたします。</p> <p>議案の5ページから6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が14名、貸付人が14名で、面積は、田が27,833㎡、畑が3,499㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～14ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上15件です。</p>

議長	<p>議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業28件について御説明いたします。</p> <p>議案は15ページから17ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を18ページから31ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積、畑が180,969㎡、貸付人は27名となっております。期間は5年、または、10年となっております。</p> <p>農地中間管理事業については、以上28件です。</p> <p>なお、今回提案しております農地中間管理事業につきましては、〇〇地区の団体によるものでして、事業内容につきまして担当から説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>こちらの分につきましては、8月、10月の合同研修会の中でもお話しています、農地中間管理事業を利用した園地流動化計画作成の取り組み、通称、地域リレーという言葉をはめていますが、地域リレー方式の取り組みが地元での調整が終わりまして、書類を提出していただいております。それを今回上程しております。</p>

事務局	説明は以上です。
議長	<p>議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業28件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第60号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業28件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第61号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は32ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から意見を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者15名が借り受けることとなっております。詳細は、33ページから36ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上38件です。</p>
議長	<p>議案第61号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第61号 農用地利用配分計画の承認については承認をいただきました。</p> <p>続きまして、議案第62号 農地等の利用の最適化の推進に関する</p>

議長	る指針の制定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第62号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、御説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法について定めるようになっております。11月の農業委員会会議の折に報告事項という事で、農業委員さんには事前に指針案をご提示させていただき、説明を行ったところでございます。意見や修正につきましては11月20日を目途に受けたところでございます。また、同法第7条第2項では、指針を定める場合は、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとなっておりますので、先ほどの合同研修会において農業委員さんと共に指針案を提示させていただき、ご説明し、意見を伺ったところであります。これを踏まえまして、伊万里市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進にかかる指針として制定してよろしいか提案をいたします。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第62号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第62号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第23号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	報告第23号 農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。

事務局	<p>議案は 37 ページを御覧ください。</p> <p>32 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>33 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は、農地中間管理事業を利用される予定で、今回上程しております。</p> <p>報告第 23 号については以上 2 件です。</p>
議長	<p>報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項通知の受理 2 件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第 24 号 農地の形質変更工事計画変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 24 号 農地の形質変更工事計画変更届出について御説明いたします。</p> <p>議案の 38 ページ、1 番になります。</p> <p>申請地は波多津町板木地区です。</p> <p>隣接の中山川護岸工事の工程調整により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>続きまして、議案の 38 ページ、2 番になります。</p> <p>申請地は東山代町里地区です。</p> <p>施工業者の都合による工事期間変更のための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p>

事務局	報告第24号については以上2件です。
議長	<p>報告第24号 農地の形質変更工事計画変更届出2件について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第12回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<<<議事終了>>>